### 自治体によるLPガス自動車導入の支援

札幌市	低公害車等購入資金融資斡旋制度 中小企業向けに車両の購入経費を年率 1.0%・2,000 万円まで融資	環境局環境計画部 環境活動推進課 TEL011-211-2877
東京都	利子補給:長期プライムレートの2分の1を補助 信用保証料補助:信用保証協会を利用する場合、保証料3分の2を補助	環境改善部 計画課助成係 TEL03-5388-3535
埼玉県	青空再生低公害車導入資金により自動車 NOx・PM 法基準適合車へ買い 替える場合、年利 1.35%で 5,000 万円まで融資	環境防災部 環境推進課 TEL.048-830-3035
千葉県	中小企業向けに購入費用を年利 1.0%で 5,000 万円まで融資	環境政策課 調整指導班 TEL043-223-4649
神奈川県	中小企業向けに、年利 2.1%で 15 億円まで融資	環境農政部 大気水質課 TEL045-210-4115
横浜市	中小企業向けに最新規制適合車代替資金として、年利1.7%で8,000万円まで 融資	環境保全局 交通環境対策課 TEL045-671-2490
川崎市	ディーゼル車から最新規制適合車に買い替える場合、長期プライムレート十 0.1%で5,000万円まで融資	環境局公害部 指導課 TEL044-200-2506
山梨県	低公害車等購入資金として中小企業向けに年利2.1%で5,000万円まで融資	森林環境部 大気水質保全課 TEL055-223-1510
名古屋市	早期買替助成制度:ディーゼル貨物車を廃車して最新規制適合車に買い替える場合に助成(上限75万円/台、助成台数410台(予算の範囲内)) 使用期限の2年以上3年未満の早期買い替え 対象経費の7.5% 使用期限の3年以上前の早期買い替え 対象経費の10%	環境局 交通公害対策課 TEL052-972-2681
	環境保全設備資金あっせん融資・利子補助:ディーゼル貨物車またはバスを廃車し、最新規制適合車へ買い替える場合に、年利1.3%、7年以内の返済・上限3000万円(対象経費の90%以内)を融資利子補助:1/2 補助	環境局 環境都市推進課 TEL052-972-2661
大阪府	中小企業低公害車等購入資金特別融資 ディーゼル車から最新規制適合車に買い替える場合、年率1.8%で無担保600 万円・有担保4000万円まで融資	環境農林水産部 交通公害課 自動車環境対策グループ TEL06-6941-0351 (内線 3898・3899)
	産業活性化資金融資 8000万円まで融資 <利率>年1.5~1.8% (ほか信用保証料が必要です(年 1.0%以下))	商工労働部 金融課 金融グループ TEL06-6941-0351(内線 2644)
大阪市	低公害車普及助成金:車両総重量3.5トンを超える最新規制適合車を購入する場合に、改造費・購入費(従来燃料車)との価格差の1/2(上限10万円)を補助	都市環境局 環境部 大気交通水質課 TEL06-6615-7965
	環境保全設備資金融資:業務用の貨物自動車・バスを最新規制適合車に買い替える場合に、年利1.8%、5年以内の返済・上限2000万円(無担保)を融資	都市環境局 管理課 調査指導係 TEL06-6615-7697
兵庫県	最新規制適合車等購入資金:最新規制適合車でない自動車から、最新規制適 合車に買い替える場合、年利1.5%で5,000万円まで融資	環境局大気課 特殊公害対策室 自動車公害係 TEL078-341-7711
神戸市	低公害車購入資金:2.5トン車以下の最新規制適合車でない自動車から、最新規制適合車に買い替える場合に、年利1.9%で2,000円まで融資	環境局 地球環境課 TEL078-322-5301
京都府	環境保全対策低利融資:年利 2.0%、7 年以内の返済・上限 2,000 万円	京都府 中小企業総合センター相談課 TEL075-315-8621
京都市	低公害自動車購入資金: 年利 2.0%で 2,000 万円まで融資	京都府 中小企業総合センター相談課 TEL075-315-8621
ソンジャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

<sup>※</sup>詳細は各自治体へお問い合わせください。

ディーゼルトラック・バスを廃車し、最新規制のLPガス自動車等に代替した場合、自動車取得税が軽減されます。

●旧型ディーゼル車を廃車して取得する最新規制適合車

~H15.3.31

2.3%の軽減

(営業用 3%→0.7% 自家用 5%→2.7%)

1.9%の軽減

H19,4,1~H21,3,31

1,2%の軽減

## 国による『省エネルギー型LPガス自動車転換補助制度』

# (4) 補助対象の車両について

軽貨物自動車、小型貨物自動車、普 通貨物自動車、乗合車、特種自動車 等が対象です。



## 補助金交付額について

ディーゼル自動車からLPガス自動車に転 換するための改造費若しくはLPガス自 動車と既存燃料車との差額の2分の1、 または補助金交付限度額のどちらか低 い額となります。

補助金交付限度額は、軽貨物自動車、ラ イトバンなどに対して20万円、それ以外 は25万円です。詳細は申請手引書をご 覧ください。

## 申請手引書等について

- 申請にあたり、詳細は申請手引書 をご覧ください。
- 申請手引書、申請書等は、日本LP ガス協会に直接ご請求ください。 また、ホームページからもダウンロ ードすることができます。

ホームページアドレス http://www.j-lpgas.gr.jp/util/lgv/05.html

### ■ LPガス自動車転換 補助制度について

この制度は、日本LPガス協会が国から の補助金交付を受けて、ディーゼル自 動車を廃止し、省エネルギー型LPガス 自動車に転換するための費用の一部を 補助するものです。



- 申請者は、LPガス自動車を所有し ようとする方です。(使用者ではあ りません)
- 基準省エネルギー型LPガス自動車は、 日本LPガス協会が定める省エネル ギー基準と、低排出ガス基準に適合 していることが条件となります。
- 申請者が補助事業に関し不正行為 を行なった場合は、補助金の返還と 氏名の公表を行ないます。

# 申請について

- 所定の申請書を提出してください。
- 補助金交付は先着順とし、各期ごとに予 算額に達した時点で受付を終了いたし ます。
  - 申請日から90日以内に車両登録が必要。 (特種車はこの限りではありません。) 実績報告書を3月20日までに提出。

申請者

# 申請から補助金交付までの流れ



お問い合せ [日本LPガス協会] TEL.03-3503-5741 FAX03-3580-7776 http://www.j-lpgas.gr.jp/util/lgv/05.html

## 10

[自動車取得税の軽減] お問い合わせは各都道府県税事務所へ

NOx・PM法特定地域内 2.3%の軽減

H15.4.1~H17.3.31 H17.4.1~H19.3.31

1.5%の軽減